

「テロワールなお宿」宿泊プラン販売及びプロモーション業務 公募型プロポーザル仕様書

1 事業概要

兵庫デスティネーションキャンペーン推進協議会は、2023年7月～9月の3ヶ月間、「兵庫テロワール旅」(※1)をテーマにJRグループと連携した「兵庫デスティネーションキャンペーン(以下、「兵庫DC」という。)」を展開する。それに先駆けて、2022年7月～9月には、兵庫デスティネーションキャンペーンプレキャンペーン(以下、「兵庫プレDC」という。)」を実施し、「兵庫テロワール旅」の普及と兵庫県への観光誘客の促進を図ることとしている。

兵庫DCで定めるメインターゲット層(首都圏・大都市圏在住者)の来訪、長期間の滞在を促すには、旅行者の活動拠点となる宿泊施設との連携が欠かせない。「兵庫テロワール旅」コンセプトへの理解を得て一体感ある取組を行い、来訪者数の増加、満足度の向上に繋げたい。

については、宿泊施設と連携し「兵庫テロワール旅」のコンセプトに沿った宿泊プラン造成・販売及びプロモーションを行うため、『「テロワールなお宿」宿泊プラン販売及びプロモーション業務』を展開することとし、業務を委託する者を選定するため、以下のとおり企画提案を公募する。

※1 単に観光地をめぐる物見遊山型の旅行とは異なり、各地域の特色ある「食」や「文化」に触れるとともに、それら文化が何故その地に根付き、引き継がれてきたのかという自然的／文化的背景についても知ることが出来るような、旅行者の知的好奇心を満たし満足度を向上させる仕組みを持った旅

参考：兵庫テロワール旅WEBサイト(以下、「テロワールサイト」という。)

<https://www.hyogo-tourism.jp/terroir/>

2 業務の名称

「テロワールなお宿」宿泊プラン販売及びプロモーション業務(以下、「業務」という。)

3 実施主体

兵庫デスティネーションキャンペーン推進協議会(以下、「委託者」という。)

4 委託費、契約期間

- (1) 委託費 5,500,000円以内(消費税及び地方消費税を含む。)
- (2) 契約期間 契約日 ～ 2022年11月30日
- (3) 全体スケジュール

期 日	内 容
2月25日	募集開始
3月4日	参加申込締切
3月7日	質問〆切

3月11日	提案書提出締切
3月中旬	提案審査（書面審査）、審査結果通知
4月1日	契約締結、事業開始
4月上中旬	宿泊施設向け説明会
4月中旬～	参画宿泊施設募集、宿泊プラン造成
4月下旬	参画宿泊施設リストの提出（一括発送分）
6月中旬	特設WEBページ公開、テロワールサイト連携
7月上旬～9月末	プロモーション、アンケート調査
11月末	事業実績報告

6 業務内容

（1）県内宿泊施設への参画及び広報協力依頼

ア 県内宿泊施設に対して、「兵庫テロワール旅」コンセプトに沿った宿泊プラン造成及び広報協力を依頼する説明会を開催し、本業務への参画を促すこと。

また、開催後も県内宿泊施設（説明会不参加施設も含む）に対して、積極的な参画を呼びかけること。

イ 説明会后、参画（宿泊プラン造成及び広報協力）希望の可否について確認を行うこと。広報協力は、委託者が別途制作する「兵庫テロワール旅」に係る広報物（ポスターやガイドブック等）の施設内掲示や客室配架等を想定しているが、具体的な依頼内容・手法については、各施設の状況を考慮し、委託者と協議の上、決定すること。

ウ 参画宿泊施設への広報物の発送は委託者にて行う。5月下旬に一括発送を想定しているため、施設名や住所等を一覧にまとめた「参画宿泊施設リスト」を4月下旬までに提供すること。ただし、その後も参画受付は継続し、参画希望があれば随時情報提供すること。

エ 参画宿泊施設に対して「ひょうご安心旅」への加入を促すこと。

※ひょうご安心旅の取組について

<https://www.hyogo-tourism.jp/hyogoanshintabi/index.html>

（2）テロワール宿泊プランの造成・販売

ア 参画希望の宿泊施設に対して、兵庫の食材を使った料理の提供や、地域の特色ある体験を付加する等、「兵庫テロワール旅」コンセプトに沿った宿泊プランの造成を、本事業の参画条件として依頼すること。

（例：地産食材満喫宿泊プラン、農家収穫体験付き宿泊プラン 等）

イ テロワール宿泊プランの造成に際し、必要なアドバイスや支援を行うこと。ただし、本業務に関して宿泊施設へ費用負担を求めないこと。

ウ 宿泊プラン名称には、「兵庫テロワール旅」等の統一したテキストを盛り込み、本取組に一体感を持たせる工夫を施すこと。

エ 本業務にて造成した宿泊プランを、受託者の所有する旅行サイト内にて販売・広

報すること。

(3) 特設WEBページの構築

- ア 受託者の所有する旅行サイト内に予約・決済まで可能な特設WEBページを構築し、造成したテロワール宿泊プランの掲載及び販売を行うこと。
- イ ページデザインは、委託者が運営するテロワールサイトを参考にする。なお、ページ制作に伴う画像は原則委託者より支給するが、適当な画像が無い場合は受託者にて調達を行うこと。
- ウ 他地域等のキャンペーンに埋没しないよう導線を確認し、多くの利用者を本ページへ誘導を図ること。
- エ 兵庫プレDC期間中の運営を行うため、遅くとも2022年6月中旬までに公開できるよう準備を進めること。ただし、公開のタイミングは委託者にて指定する。
- オ 委託者が運営するテロワールサイトからも宿泊プランの予約が促せるよう、本ページとリンク等の導線を設けるため、委託者及びWEB構築事業者との打ち合わせに参加すること。

(4) 広告等によるプロモーション

宿泊予約の増加に繋げるため、様々なプロモーション手法（例：ターゲティング広告、特産品プレゼントキャンペーン等）を提案・実施すること。

(5) アンケート調査

以下の内容を想定したアンケート調査を提案・実施すること。ただし、調査対象者への負担や回収率及び回答率の向上を踏まえ、郵送方式やプレゼント提供等を用いる事や、前項（4）で実施するプロモーションと複合的に行う等、合理的な手法により実施すること。

- ア 宿泊者向け調査
テロワール宿泊プラン利用者の「満足度」、「再来訪意向」、「推奨度」等
- イ 宿泊施設向け調査
参画宿泊施設の「本業務への満足度」、「次年度参画希望や要望」等

(6) 予約実績、プロモーション実績報告

本業務の終了後、以下の内容を含む実績報告書を作成し、提出すること。ただし、社内規定等にて情報の開示が難しい場合は、委託者と別途協議の上、提出できる範囲で報告すること。

- ① 宿泊地域ごとの予約者数及び金額（各市町又はエリア別、月別）
- ② 宿泊地域ごとの宿泊予約者の性別、年齢層、居住地、形態（カップル、女性グループ、子供づれなど）等の分析結果及び元データ（各市町又はエリア別、月別）

- ③ ①②のクロス集計した分析データ
- ④ 宿泊予約者の予約日と宿泊日の相関データ
- ⑤ 特設ページ、参画宿泊施設のページ及び造成されたテロワール宿泊プラン等のPV(ページビュー)数
- ⑥ アンケート調査結果

6 業務実施上の留意点

(1) 契約の締結

ア 本プロポーザルは受託者を選定するために行うものであり、事業内容は改めて委託者と受託者において協議し、契約締結時の仕様書に反映する。

イ 本業務の目的達成のため、委託者の指示により仕様書の内容の追加、変更を行う場合がある。

(2) 業務の進捗管理

本業務の進め方について、受託者は、委託者と密に協議、連絡調整を行い、適切なスケジュール管理を行うこと。

(3) 業務の履行に関する措置

本業務に履行については、委託者の指示に従うこと。

(4) 業務完了後の瑕疵

業務完了後1年間以内に、受託者の責任に帰すべき理由による成果品の不良箇所があった場合は、受託者は速やかに必要な訂正、補足等の措置を行うものとし、これに対する経費は受託者の負担とする。

(5) 機密の保持

委託者及び受託者双方は、本業務を通じて知り得た情報を契約以外の目的に利用し、第三者に提供してはならない。また、本業務に関して知り得た情報の漏洩、滅失、毀損の防止、その他適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。契約終了後もまた同様とする。

(6) 個人情報の保護

受託者は、本業務を履行する上で個人情報を取り扱う場合、兵庫県個人情報保護条例を遵守しなければならない。

(7) 著作権等の取扱い

この契約により作成される成果物の著作権等の取り扱いを、以下のとおり定める。

ア 本業務において制作された成果品の著作権(著作権法(昭和45年5月6日法律第48号)第21条から第28条までに規定する権利)は、契約期間に関わらず、委託者に帰属する。

イ 委託者は、著作権法第20条(同一性保持権)第2号第3号又は第4号に該当しない場合においても、本業務目的の範囲において、仕様書等で指定する物件を改変し、また任意の著作者名で任意に公表することができるものとする。

ウ ひょうご観光本部の書面による事前の同意を得なければ、著作権法第18条及び第19条を行使することができないものとする。

(8) 第三者の権利侵害の禁止

本業務の履行に関し、第三者の肖像権、所有権、著作権を侵さないこと。また、第三者との間に著作権等に係る権利侵害の紛失等が生じた場合は、責任及び負担において対応し、ひょうご観光本部は責任を負わないものとする。

(9) 委託契約の締結

① 契約に関する事務は委託者で行う。

② 委託者は、選定された事業を提案した事業者等と提案事業の実施方法等について協議・調整を行う。この際、双方で確認の上、提案内容に修正・変更を加える場合がある。

③ 契約条項は、委託者において示す。

④ 契約の相手方となる事業者等は、契約金額が200万円を超える場合は、委託者に対して、委託料の10分の1の契約保証金を納めなければならない。ただし、保険会社との間に委託者を被保険者とする履行保証保険契約を締結した場合において、契約保証金の全部または一部を免除することができる。

(10) 契約の解除

① 委託契約に記載の条項に違反があったとき、委託者は契約の一部又は全部を解除し、委託料の支払いをしないもしくは支払った委託料の一部又は全額の返還を求める場合がある。

② 上記①により契約を解除した場合、本部は損害賠償又は違約金を求める場合がある。

(11) 委託料の支払い

委託料の支払いは、事業終了後に提出される実績報告書等に基づき、委託者が検査を行い、契約書に定められた内容に適合していることなどを確認したうえで支払う。

(12) 適正な事業執行に係る留意事項

事業者等は、本事業が委託者との契約に基づく公的事业であることを十分認識し、適正な事業及び経費の執行に努めることとする。

(13) その他

受託者は、業務の実施に関して、この仕様書に記載のない事項又は業務の実施に関して疑義が生じた場合は、委託者と協議し、その指示に従うこと。